

いじめに適切に対応するために確認したいこと

- いじめは、ほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、重大な事態に至ることもあります。
- 初期段階のいじめであっても、1回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめの定義

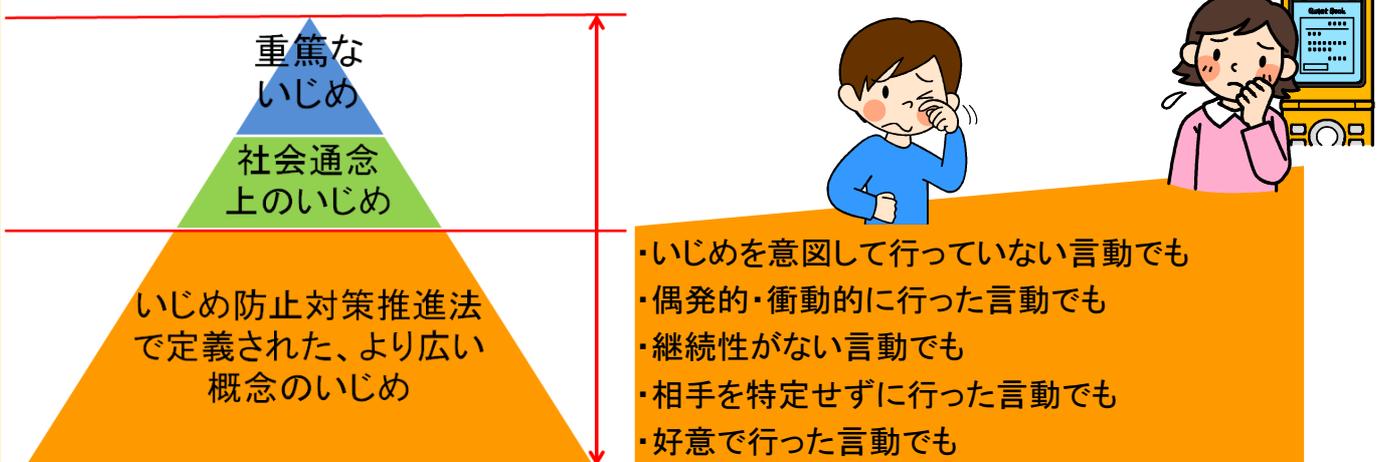
【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

認知件数

- 法律上のいじめに該当する事象は、児童生徒が集団で学校生活を送る上で発生するもの認知件数が多い ➡ 教職員の目が行き届いているあかし
- 認知件数の増加については、保護者・地域の方々に対して、「積極的に認知し、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えていく。

定義に基づく認知



被害の児童生徒が「心身の苦痛」を感じていれば、
いじめと認知して適切な対応を行います。

いじめの解消

- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。少なくとも、次の①、②の要件が満たされている必要があります。



- ① いじめに係る行為の解消
被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与えている行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3ヶ月を目安とします。）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3ヶ月を目安）において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

インターネットを通じて行われるいじめへの対応

ネット上のいじめとは？

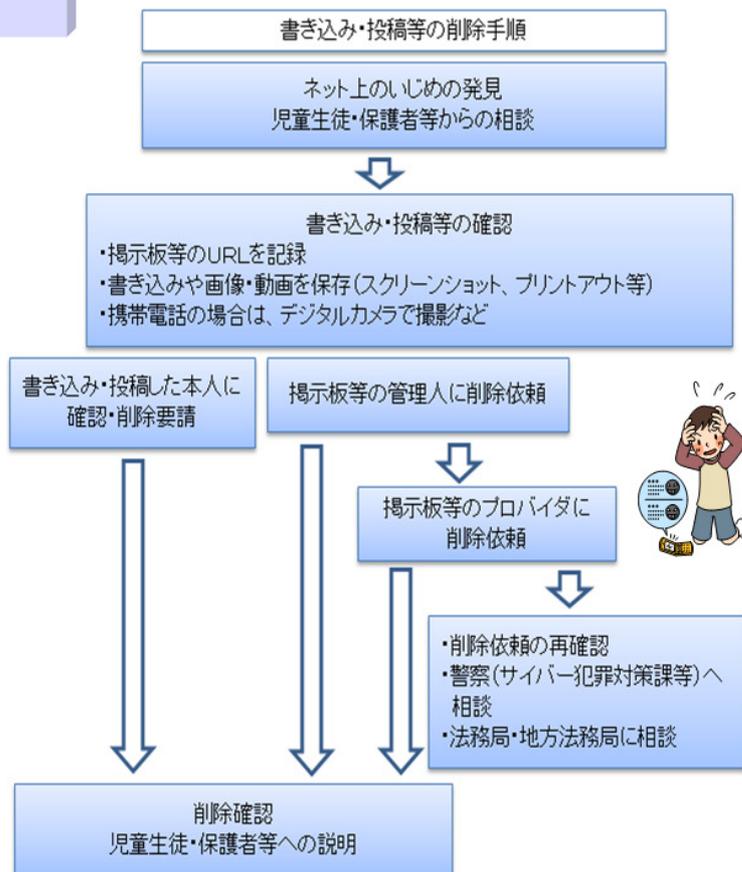
- ・パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷をSNSアプリやインターネット上の掲示板などに書き込んだり、画像や動画をアップしたりして、いじめを行うもの。

家庭でも、夜中でも続くいじめ

早期発見・早期対応

- ・SNSアプリ等を使用した時の表情の変化やスマートフォン等の使い方の変化など、子どもが発するサインを見逃さない。
- ・ネット上のいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携していくことが必要です。

保護者との丁寧な連携を



子どもとの関わりについて

～児童生徒理解の徹底を図る～

いじめられている子どもは、心配をかけたくないという思いや、自尊心、集団からの孤立や仕返しを恐れる思いなどから、教職員や保護者にいじめられていると訴えることが難しいものです。

いじめの早期発見のためには、日頃からの子どもとの関わりの中で、子ども一人一人の個性や特性をしっかりと把握しておくことが大切です。

子どもと信頼関係を築いておく
普段からの声かけ、相談への真摯な対応 等

子どもが相談しやすい環境づくりをする
話しかけやすい態度、話しかけやすい機会 等

子どもと触れ合う時間をもつ
休憩時間、清掃時間、学級(ホームルーム)活動 等

子どもの友人関係を把握しておく
教育相談、各種調査 等

子どもの様子をしっかりと観察し、
変化を見逃さない



いじめ問題の相談窓口

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ○ 24時間子供SOSダイヤル | 0120-0-78310 |
| ○ あすなろダイヤル | 0744-34-5560 |
| ○ こどもの人権110番 | 0120-007-110 |
| ○ 奈良いのちの電話 | 0742-35-1000 |
| ○ ヤング・いじめ110番 | 0742-22-0110 (少年サポートセンター) |
| | 0744-34-0110 (中南和少年サポートセンター) |
| ○ 悩み なら メール | soudan@soudan-nara-mail.jp |

平成30年3月改訂